

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第一部 労働者状態

第六編 農家の状態と農民の生活

第二章 農家経済と農民の生活状態

第三節 農家の資金欠乏と土地売却

農地改革の結果、一般に土地は担保力を失い、農家の必要とする短期資金は主として農業手形によって供給されて来たが、最近における農家、とくに零細農家の窮乏の深化にともない、農民の資金需要は増大しつつあり、これは現実的には土地の売放しとなって表面化し、農地改革の成果を切り崩しつつある。農林省農地局農地課は一九五一年五月、農地を担保とする農家の資金需要見込額、借金のために農地を手放した農家、農村資金事情についてアンケート調査をおこない、その結果をとりまとめて「農地担保金融に関する調査」(農地局農地課農地情報CIF一九五一年九月)を公表した。以下この報告にもとづき、借金のために農地を手放した農家に関する調査結果を記述する。これは農家の資金面から、本年度の農家経済と農民生活の一側面を、明らかにするものである。

本調査のアンケート配付先は、農林省農家経済調査指定町村およびこれと同一条件にある同数の町村農地委員会で、全国で九六九農地委員会である。そして回収されたアンケートは四七九(回収率五〇%)であった。また借金のための土地売却に関する調査は、一九五〇年四月から五一年四月末までの一カ年間における、「借金のために農地を手放さざるを得なかった農家の戸数、その面積の調査」であるが、この項目はさらに、「農地を借金のかたにとられたもの」と、「借金の返済のために農地を売ったもの」の二つにわけて質問された。ちなみに、右の一カ年の期間は、朝鮮動乱の影響が農村に波及しつつある時期をふくみ、また五〇年八月からは農地価格統制が失効して、それまで農地のヤミ売買として潜行的におこなわれていた農地売買が、いまや合法的におこないうることになった時期にも当たっている。

第一八六表によれば、借金のために農地を手放した農家は、全国で一、六七一戸、その面積は三三〇町八反である。これを全国分として推計すれば、農家数三八、四三三戸、面積七六、〇八四町歩となる。

(註)戸数と面積の実数に対し、報告農地委員会数四七九に対する全国農地委員会数一一、〇〇〇の倍数二三を乗じて、全国分を推計したもので、これはきわめて大ざっぱな推計である。何となれば、農地委員会の選出する町村の農家数や面積は一様でなく、たとえ調査された農地委員会がその地帯の農業構造を代表するように選定されたとしても、なおこの推計は決して十分正確なものとはなしえないのである。しかし右の考慮を忘れないならば、一応全国数として認めてもよいであろう。

さて借金のため農地を手放したもののうち、借金のかたに農地をとられたものが三一五戸、六五七町歩で、のこりが借金の返済のため農地を売ったもので、一、三五六戸、二、六五一町歩に達する。右の「借金のかたとして農地をとられたもの」を回答した農地委員会の報告によれば、貸主は中

農以上の農家が多い。また農地を金に換えて借金を返すばあいよりも、借金のかたに農地をとられたばあいの方が、耕作権の占める比重が大きいということも、貸主が中農以上の農家であるという事情と深い関連をもつものであろう。

第一八七表は右の実態をさらに立ち入って明らかにするため、借金のかたに農地を手放したものを地区別に集計したものであり、つぎの第一八八表には借金返済のために農地を手放したものを同様地区別に表示したものである。また本表によれば、報告のあった町村数または記入のあった町村数と該当戸数を比較することによって、借金のため農地を売り払わざるを得なかった農家が一町村当たりどれほど発生したかを知ることができる。また所有権、耕作権に区分した横欄を比較することによって、耕作権が価値あるものとして評価されている地帯を推測することができるであろう。

さて第一八九表以下の二表は、右の農地売却の発生度を地区別に比較するため、農家千戸当りの密度として示したものである。本表によれば、借金のかたに農地をとられたものは、南海では千戸のうち四・六戸で最高、近畿二戸、北九州一・七戸であり、これに対し東海や瀬戸内の諸地方は発生度が低い。また借金返済のため農地を売ったものは、南海では千戸で一・八戸で同様最高をしめし、北九州一・二戸でこれにつき、瀬戸内、近畿などもかなり高い。

最後に第一九一表は借金のために農地を手放す農家の性格を示す。経営規模から見ると、小経営、普通の経営、不完全農家の順で、大経営はほとんどなく、自小作別に見ると、新らしく自作農になったものが最多数で、前からの自作農、旧地主、自小作の順となっている。両者を組合せて考察すると、小経営の新自作農、普通経営の新自作農がもっとも多いことになる。地区別にみると東北の普通経営新自作農に対して、近畿の旧地主、不完全農家は対蹠的な経営に立っている。それはともかく、普通経営、新に自作農になったもので、借金のため農地を手放さざるをえないものが多い点は注目に値する。この結果からみると、自作農創設維持資金なども、決して単に不完全農家や小経営に関する問題ではなく、むしろ農村の普通の経営をしている農家の問題であることが明らかとなったと同報告書はのべている。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
